

春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（市の事業として実施されるものを除く。以下「事業」という。）を利用する児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、小学校に就学している児童の事業の利用に係る費用（次条及び第4条において「費用」という。）を負担する者（次条及び第4条において「負担者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、負担者が事業を行う者に支払った費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる負担者の区分に応じ、それぞれ定めるところによる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく援助を受けている者 1年につき、児童1人につき支払った各月の費用の額からそれぞれ3,000円を差し引いた額（その額が12,000円を超えるときは、12,000円とする。）の合計額
- (2) 前号に掲げる者以外の者 1年につき、児童1人につき支払った各月の費用の額からそれぞれ9,000円を差し引いた額（その額が6,000円を超えるときは、6,000円とする。）の合計額

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、放課後児童健全育成事業利用費補助金交付申請書（第1号様式。次項において「申請書」という。）を当該年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、

市長が適当と認める場合については、この限りでない。

2 申請者は、当該年度の利用実績について、申請書の裏面に、事業を行う者の証明を受けるものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、事業を行う者が発行した領収書又はこれに準ずる書類をもって当該証明に代えることができる。

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、放課後児童健全育成事業利用費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は放課後児童健全育成事業利用費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定により交付を決定した後、申請者の請求に基づき交付する。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査等)

第9条 市長は、申請者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行し、平成18年度分の補助金の交付の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金の交付の申

請から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成21年度分の補助金の交付の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定は、平成24年度以降の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金の交付の申請から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

2 改正後の春日井市放課後児童健全育成事業利用費補助金要綱の規定は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

第1号様式（第5条関係）（表面）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者
住 所
氏 名
（電話番号 ー ）

放課後児童健全育成事業利用費補助金交付申請書

放課後児童健全育成事業利用費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円			
事業を行う者				
事業を利用する児童	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	学 校 名	小学校	学 年	第 学年

（宛先）春日井市長

補助金の交付決定のため、関係する公簿の閲覧を承諾します。

申請者 住 所
氏 名 印

(裏面)

利用実績 ※支払のない月は斜線を入れること。	利用年月	年4月	年5月	年6月	年7月	年8月	年9月
	支払年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	支払額	円	円	円	円	円	円
	利用年月	年10月	年11月	年12月	年1月	年2月	年3月
	支払年月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	支払額	円	円	円	円	円	円
事業を行う者の証明	事業を利用する児童の利用に係る費用として、利用実績欄の支払額に記入された金額を受領したことを証明します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団体 住所 名称 代表者</p>						

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

春日井市長

放課後児童健全育成事業利用費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった放課後児童健全育成事業利用
費補助金については、次のとおり交付することに決定します。

補 助 金 の 額	円
-----------	---

事業を利用 する児童	氏 名		生年月日	年 月 日
---------------	-----	--	------	-------

--	--	--	--	--

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

放課後児童健全育成事業利用費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった放課後児童健全育成事業利用費補助金については、次の理由により不交付とします。

事業を利用する児童	氏名		生年月日	年 月 日
理由				